



総合補償制度「Will」事故例

期間：2020年4月1日～2021年3月31日

教職員用

2022年度版

感 染

国内24時間の感染見舞金

<補償内容>入院日数、通院日数+待機日数に応じた金額

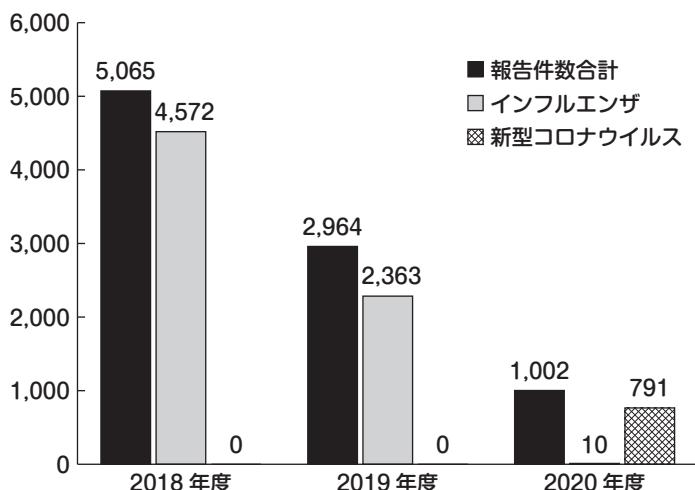
新型コロナウイルスに対する教職員本人の感染症罹患への補償

① 保健所などの指示により 自宅療養・宿泊療養した場合	例	新型コロナウイルスと診断され、 保健所の指示で3日間自宅待機後、8日間ホテル療養した。 通院・自宅待機見舞金 計11日間(通院・自宅待機見舞金額 11～15日) 3万円
		新型コロナウイルスと診断され、 医師の指示で病院に21日間入院 入院見舞金額(入院見舞金額 15～30日) 5万円
② 病院入院治療をした場合	例	

* 発病日は、医師が感染症と診断するために行った検査の日と医師により感染症の治療が開始された日のいずれか早い日とし、発病日以降の入院、通院・自宅待機期間が補償対象となります。

* 入院見舞金額、通院・自宅待機見舞金額はパンフレットP6回を、ご参照ください。

■ 感染事故報告件数



* 当会で運用している感染見舞金の総報告数です。

■ 感染症罹患の内訳(合計1,002件*)

感染症名	件数
新型コロナウイルス感染症	791
感染性胃腸炎(ノロウイルス等)	103
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	18
流行性角結膜炎	17
インフルエンザ	10
疥癬	10
無菌性皰膜炎	8
マイコプラズマ肺炎	6
水痘	4
性器クラジミア感染症	4
尖圭コンジローマ	4
流行性耳下腺炎	2
その他	25
合計	1,002

* 当会で運用している感染見舞金の総報告数です。

■ 教職員本人の感染症の罹患 事故例

見舞金

新型コロナウイルス	1週間の臨地実習の後で、学生の受け持ち患者のコロナの陽性が判明した。指導教員も検査を行ったところ陽性となった。宿泊療養所に宿泊して3日後に発熱。10日間入院治療を行った。通院・自宅待機3日+入院10日	40,000円
インフルエンザ	感染経路は不明。発熱と頭痛のため地域の検査センターにてPCR検査を実施したところ、翌日に新型コロナウイルス陽性の連絡を受けた。感染確認の翌日から1週間、自宅で療養をした。通院・自宅待機9日	20,000円
感染性胃腸炎	演習で学生指導後、その学生がインフルエンザに罹っていたことがわかった。その後、自分も感染してしまった。通院1日+待機期間4日	10,000円
疥癬	実習先に来院していた児童がノロウイルスに罹っていたことが分かった。濃厚接触をしていたため感染してしまい、嘔吐と下痢の症状が出た。通院1日+待機期間2日	10,000円
結核	実習先病院で、全身に搔痒感・発疹のある患者さんと濃厚接触しており、疥癬に感染してしまった。通院1日+待機期間4日	10,000円
結核	検診のレントゲン検査で異常陰影があり近所の病院を受診。抗生素質を服用していたが陰影が消えないので精密検査をしたところ肺結核の診断をうけ、その日から入院・加療となった。入院40日	100,000円

* 対象となる感染症は、総合補償制度「Will」のホームページをご参照ください。

患者さん等への二次感染事故への補償

教職員に起因する二次感染事故が発生した場合、通常、教職員に法的な賠償責任は生じません。しかし教職員には養成施設や実習先等で業務を遂行するにあたり、健康状態を管理し、善管注意義務をもって感染症に対応する道義的責任があると考えられます。それでも勤務中の教職員に起因して二次感染事故が発生した場合は、養成施設や実習先では速やかに感染拡大防止措置をとらなければなりません。

「Will」では、二次感染事故拡大防止のための費用を、養成施設や実習先が被る経済的損失として、教職員が負うべき管理上の責任(初期対応費用)が発生した場合に、メディカル少額短期保険と共に共済制度で対応いたします。

*

患者さん等への二次感染事故で想定される経済的損失への補償

教職員個人に責任が生じた場合 1事故300万円限度 (免責金額なし) 引受：メディカル少額短期保険	養成施設に責任が生じた場合 1事故100万円限度 (免責金額なし) 引受：メディカル少額短期保険	二次感染事故に対するその他の補償 1事故10万円限度 (免責金額なし) 引受：共済制度
<ul style="list-style-type: none">●濃厚接触者の検査・治療費用等で実費が生じた場合<ul style="list-style-type: none">・PCR検査で実費が生じた場合の費用(現在、公費負担部分あり)・肺のコンピューター断層撮影またはCT検査費用・濃厚接触者の検査所までの交通費・搬送台・お見舞品代・濃厚接触者が感染した場合の治療費・入院費の実費分(現在、公費負担)●消毒費用(当該職員の滞在が明確な場合に限る)<ul style="list-style-type: none">・保健所からの指示による<ul style="list-style-type: none">① 消毒にかかる衛生用品購入代② 業者への消毒作業費用	<ul style="list-style-type: none">●二次感染事故により生じた損害へのお詫び費用(休業費用含む)●病院・介護施設・在宅看護ステーション等で、実習指導者と濃厚接触したスタッフの自宅待機に伴う、臨時スタッフの補充費用の一部●患者さん等の濃厚接触者がPCR検査等で入院が長期化(他の疾病的手術ができない場合等)した時の、延長した入院費用の一部等	

■ 二次感染 事故例

見舞金

インフルエンザ	臨地実習指導終了後、インフルエンザA型に罹患していることがわかった。4名の患者さんにうつしてしまったため治療費を請求された。また、当該教員が施設のほとんどの利用者・スタッフと接觸していたため合計86名に予防投与が実施され、費用実費も請求された。	300,617円
	在宅実習のため、学生と病院スタッフに同伴し、5名の患者さんを訪問した。その日の夜に当該教員が発熱し、インフルエンザA型と診断を受けた。病院スタッフと患者さんの合計6名と濃厚接觸していたため、予防薬の処方を施し、それを請求された。	27,708円
水痘	実習指導者である教員が水痘に罹患しており、発症。実習先で患者さんと病院スタッフ3名と濃厚接觸していたため、医師の指示で水痘ワクチンを接種。ワクチン代を請求された。	17,280円
疥癬	実習指導終了後、疥癬に罹患していることが分からず、次の病院実習指導に出てしまい、一緒に実習に行っていた学生と学生の受け持ち患者さん、スタッフ23名を対象に薬を投与した。	20,304円

■ 二次感染(新型コロナウイルス) 事故例

新型コロナウイルス	介護リハビリセンターで臨地実習を行っていた学生が、実習4日目に発熱し病院を受診。PCR検査の結果、陽性が判明した。保健所の指示により介護リハビリセンターの職員、利用者全員のPCR検査を実施し、検査結果として利用者1名が陽性となった。実習先施設では、デイサービスを休業し、消毒等の処置をした。 メディカル少額: ¥554,000(休業補償の一部費用補てん+PCR検査代(実費分)+消毒代+搬送代) 小児看護実習後2日目に学生が発熱。検査の結果新型コロナウイルスと判明。 発熱2日前が保育園実習の最終日のため濃厚接觸者に該当。その日に接觸した保育園のスタッフ及び園児30名にPCR検査実施。検査の結果、全員陰性であった。 メディカル少額: ¥208,000(PCR検査のうち、公費以外に負担した医療費実費(¥90,000)+交通費(¥65,000)+消毒代(¥50,000)+園児各々へのお詫び品(¥3,000))	
-----------	---	--

※教職員に起因した二次感染事故の報告はありませんでした。参考までに学生に起因した二次感染事故例を掲載します。

職業賠償

勤務中に教職員個人が賠償責任を負った場合の補償

<補償内容>1事故300万円限度

■ 勤務中の賠償事故例

保険金

体育の授業中、学生が体調不良を訴えたが、大したことないと判断し、継続させてしまった。その後、病院にて運動後急性腎不全と診断され、先生の指導が悪かったのではないかとクレームを受けた。訴えられる心配があったので、弁護士に相談した。(弁護士相談費用)

108,000円

学生の成績等の情報がはいったUSBメモリを紛失してしまった。念のため学生全員に知らせ、お詫びをした。お詫びとしてQuoカードを配布した。(個人情報漏えい)
学生80人×Quoカード購入費用1,000円=80,000円

80,000円

学内の実技指導で一人の学生が再履修になった。その評価に納得がいかないとその学生が抗議し、学生側は再履修の指導ときつい指導によりうつ状態となり、心療内科にかかったと主張。パワーハラスメントがあったとして、慰謝料として100万円を請求された。(人格権侵害)

100万円

共済制度

損害保険では補償されない事故に対する補償

<補償内容>10万円を限度とする見舞金

■ 針刺し等傷害を伴う感染や飛沫や曝露等の感染 事故例

見舞金

インスリン注射を行った患者さんの使用済の針を誤って自分の中指に刺してしまった。感染の可能性があるため検査を行った。

8,670円



臨地実習で担当した学生が新型コロナウイルスに罹患し、実習中はその学生と昼食や休憩室等で一緒だった。検査を行ったが陰性だった

2,400円

※ 針刺し事故による念の為の血液検査は、原則公的な健康保険の適用外ですので、高額な検査代(10割負担)になります。

■ 賠償事故のうち、損害保険の対象とならない事故に対する見舞金支払い例

見舞金

他の教員と一緒に折りたたんだ机を運んでいる際に、誤ってエレベーターに備え付けられている鏡に机の角をぶつけ、割ってしまった。※学校の設備は受託物賠償責任保険対象外。

81,000円

教務室を清掃中、電話機を落としてしまい、液晶画面を破損させてしまった。

27,972円

※共有して使用している物の破損は受託物賠償責任保険対象外。

■ 熱中症見舞金支払い例

見舞金

学校の庭先で草むしりをしていた際、具合が悪くなり倦怠感を覚え歩行が困難になった。病院を受診し、熱中症と診断された。※熱中症は傷害保険対象外。

6,600円

■ 臨地実習中や学校管理下における予期せぬ損害に対する見舞金支払い例

見舞金

患者さんに善意で肩のマッサージをされた。痛かったのですぐにやめてもらったが、2日位後から左肩が腫れたため受診した。※賠償請求になじまないため、共済対応。

19,900円

施設スタッフの方が振り向いた際に私の眼鏡に施設スタッフの腕が当たり床に落下し、破損してしまった。※修理費を施設スタッフに請求することが難しいため共済対応。

8,532円



実習先が指定した駐輪場に施錠をして自分の自転車を停めていた。実習が終わり帰ろうと駐輪場に行ったところ盗まれてなくなっていた。※自身の物は賠償責任保険対象外。

9,872円

■ 地震・水害等の天災・地変や火災による見舞金支払い例

見舞金

2020年7月の南九州の豪雨水害で、家が水につかり、仕事用として購入し、使用していたノートパソコンが水没した。

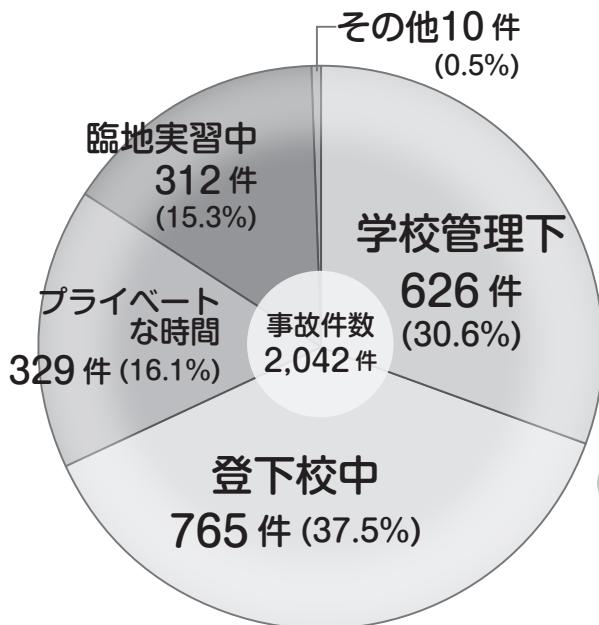
100,000円

傷**害**

教職員本人のケガの補償

<補償内容>入院日額、通院日額、手術保険金、死亡・後遺障害保険金(免責日数なし)

■ 傷害事故の内訳(学生・教職員合算)



■ 傷害補償の通院日数別 支払件数(学生・教職員合算)

日数	件数	日数	件数
1	410	9	28
2	193	10	24
3	135	11	14
4	104	12	18
5	96	13	19
6	66	14	13
7	42	15	23
8	44	16 ~	277

「Will」の傷害保険は、免責日数が無く、通院1日目から補償されます。また1日～4日間位の通院(上表参照)のご請求が圧倒的に多いため、通院日額を高く設定し、短い通院期間でも手厚い補償を受けられるところが特長です。

例えば

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院日数} = \text{お支払い金額}$$

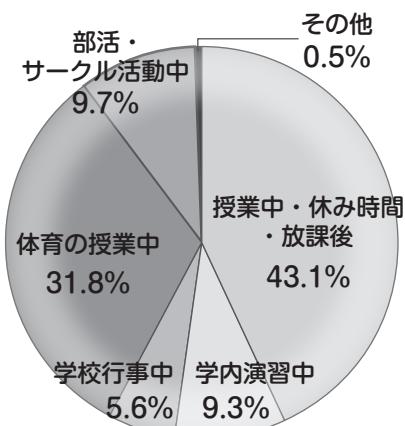
(3,000円) (4日間) (12,000円)

■ 学校内で起こった傷害事故例

保険金

海外の学校との国際交流セミナーで外国のスポーツの体験イベントに参加した。走って地面に着地し、右足に激痛を感じた。右足筋断裂。	12,000円
朝の掃除の間に濡れた床で足を滑らせて転倒しそうになったため手をついたが、腕を負傷してしまった。左腕骨折。	69,000円
放課後の掃除中、敷地内のごみ捨て場に行く途中、雨が降っていたため地面が濡れており、階段で足を滑らせて転倒した。左肘関節・仙骨・臀部周囲打撲。	3,000円
移乗の演習指導中、端座位から椅子への移乗する際、軸足にしていた左膝を大きく捻ってしまい激痛が生じた。左膝半月板損傷。	150,000円
学内演習指導中、患者役の学生をベッドから移動していた際、背中付近に負荷がかかり腰部を痛めた。腰椎捻挫。	246,000円
学内演習指導中、ホットパックを作成していたところ、手を熱湯につけてしまった。左腕熱傷。	27,000円
公衆衛生の授業中、安全ピッチャーをメススピットに付ける際にメススピットを割ってしまい、左手側面にメススピットが刺さった。左手刺傷。	33,000円
登山宿泊研修中、下山途中で足を踏み外し、左足をひねってしまった。左足首捻挫。	6,000円
柔道の授業中、技の指導の際に無理な体勢から背負い投げをかけられた。受け身をとることが不可能な状態だつたため、転倒し腰部を負傷した。腰部捻挫。	88,200円
ママさんバレーの大会の試合中にアタックを打ち着地した際、外側に足首をひねった。右足剥離骨折。	108,000円

学校内の傷害事故(626件)の内訳



■ 実習指導中に起こった傷害事故例

保険金

救急車内での心肺蘇生法の実技演習指導中、車が急ブレーキをかけた際に転倒し、車載の酸素ボンベに頭をぶつけた。頭部打撲。	6,000円
保育園にて子供が積み木を持った状態で手を振ってきたため前歯に積み木が当たり、欠けてしまった。歯牙欠損。	3,000円
患者さんの昼食中、食前薬を飲まずに食事を行おうとお椀を口にもっていった。慌てて止めようとして、咄嗟に手を出したため、左手指を咬まれてしまった。左第二指咬傷。	9,000円
臨地実習指導中、膝関節を運動させて筋力を測定する機械を患者さんに使用させていた。操作をしていたところ誤って左中指を機械にはさみこみ、出血した。左第三指裂傷。	9,000円
在宅の実習指導中に利用者の家で蜂に刺された。右足虫刺症。	6,000円
患者さんが転倒しそうになったため、とっさに支えようと右手を出した際に肩を痛めた。肩部筋挫傷。	54,000円
実習指導中、患者さんを車椅子からベッドに移乗する際に腰部を痛めた。腰椎捻挫。	99,000円
ミニプログラムの時間に患者さんと卓球をしていたところ、卓球台の角に手を強くぶつけてしまいケガをした。右手第一指骨折。	42,000円
学生と一緒にシーツ交換を実施中、シーツに巻き込まれて指を捻り、伸展ができなくなった。左中指腱断裂。	90,000円
患者さんがエプロンを落としたため、声をかけて拾おうとした際、患者さんが椅子を引き、右眼に患者さんの肘がぶつかってしまった。数分して痛みはなくなったが違和感があったため眼科を受診した。右眼球打撲。	3,000円
小児患児が学生の聴診器を借りて大きなぬいぐるみの呼吸を聞くまねをしていたため、一緒に声かけをしながら遊んでいたが、患児に突然聴診器を投げられ、右上頸部に当たり、1センチほど裂傷出血した。	6,000円

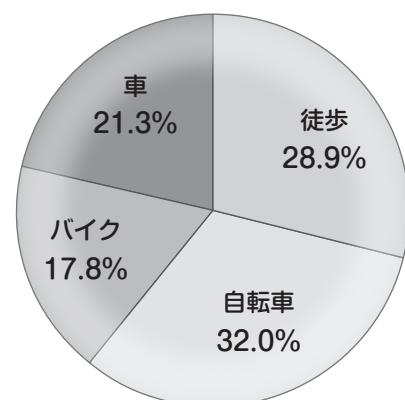


■ 通勤中・実習先との行き帰りで起こった傷害事故例

保険金

通勤中、最寄駅の階段を降りている際に、後ろで中年男性が転倒。その男性が私のリュックに接触し6段くらい落下。足首を捻挫した。右足関節捻挫。	15,000円
通勤中、舗装工事中の道路につまづき転倒し、路上にあった突起物が刺さった。病院を受診し、洗浄、破傷風のワクチン等の治療を行った。左下腿挫滅創。	54,000円
実習先から学校に戻る途中、横断歩道を歩行している際に右折車と衝突した。背中から地面に落ち、強い衝撃を受けた。胸椎圧迫骨折。	556,500円
通勤中、スカートが自転車の後輪にまきこまれてしまい、急停止した際に左膝をひねってしまった。左膝半月板損傷。	84,000円
通勤中、自転車がパンクしてしまいその衝撃で転倒し、負傷した。両手、右膝擦過傷。	3,000円
通勤中、信号のない横断歩道を渡っていたときに左側から来た車にはねられて自転車ごと転倒した。頸椎捻挫、左足靭帯損傷、両腕擦過傷。	270,000円
通勤中、バイクのタイヤが道路の溝に嵌ってしまい体ごと横転した。左手第五指・左肘、右手第二指挫滅症。	12,000円
原付バイクで通勤中、赤信号で停止していたところ、ワンボックスカーに追突され道路に叩き付けられた。脇腹、背中、右肩、足の打撲。	270,000円
バスで通勤中、急ブレーキをかけられて転倒した。後頭部と右肘をぶつけ、吊り革につかまっていたため、左手が引っ張られ左肩の筋を痛めた。頭部・右腕打撲、左肩筋挫傷。	6,000円
出勤途中、交差点を左折しようとした際に歩行者の横断を待って停止していたところ、後続車に追突された。両肩打撲、頸椎捻挫。	117,000円
夫が運転する車の助手席に乗車し実習先へ直接向かう途中、信号待ちで停車していたところ、後続車から追突された。頸椎・腰椎捻挫及び打撲。	261,000円
朝、通勤のため車で走行中、前方の車が右折するため急停車したため急ブレーキをかけたところ、後方の車に追突され、三台の玉突き事故となつた。頭部・肩・左上下肢外傷性頸部症候群。	476,600円

通勤・登下校中・実習先との行き帰りでの事故(765)の内訳



賠償

第三者に対する賠償責任への補償

<補償内容>・個人賠償責任 1事故1億円限度 ・施設賠償責任 1事故1億円限度
・受託者賠償責任 1事故1,000万円限度

■ 実習指導中に起こった対人賠償事故例

保険金

実習指導中、患者さんを椅子へ移動させ座らせた際、支えてあげなければいけなかったのに手を離してしまったため、坐位保持できずに転倒してしまった。左側頭部に血腫ができ、左胸も痛めた。

340,000円

介助が必要な患者さんを車椅子からベッド上に移動させようとした際、誤って足を後ろに強く引っ張ってしまった。患者さんが痛みを訴えられ、腫れもみられたので、検査をしたところ骨折の診断が出た。

151,700円

実習指導中、患者さんを車椅子からベッドへ移動する際、患者さんの下腿を車椅子に当ててしまい、表皮剥離を起こし出血してしまった。医師が診察し縫合となった。

9,400円



新生児室のドアをノックせずに勢いよく開けたため、入口近くにいた看護師の顔にドアが当たり、右眼瞼から右額部にかけて内出血を起こさせてしまった。

3,900円

実習指導中、産婦さんにアロマオイルを用いた足浴を実施した。通常、お湯にアロマオイルを入れてから足を入れてもらうところを誤って足をお湯に入れてからアロマオイルを入れて実施した。後日、産婦さんの両下肢に線状の発赤水泡が見られたため皮膚科クリニックを受診された。アロマオイルによる化学熱傷という診断だった。

6,700円

■ 学校内で起こった対人賠償事故例

保険金

ギブスの型取りの授業を行い、取外す作業中にギブスを切っていたところ、勢い余って学生の足の皮膚を一緒に切ってしまった。

37,500円



教室から出て行こうとしていた学生を引きとめようと後ろから肩に手をかけた際、私がつまづき、転倒。学生を引っ張る形になってしまい、学生も転倒してしまった。学生の足の靭帯を損傷させた。

441,000円

学校の廊下の掲示板を見ていた際、周囲を確認せずに後退したところ、三者面談に来ていた保護者にぶつかり、転倒させて肩を骨折させてしまった。

185,700円

学校行事のオリエンテーション準備でダンボール箱を運んでいた。ダンボール箱を抱えていたため前がよく見えず、学生の後ろからぶつかり転ばせて捻挫させてしまった。

18,100円

■ 移動中に起こった対人賠償事故例

保険金

人通りが多い十字路を自転車で走っていたところ、死角にいた高齢者にぶつかってしまい転倒させて大ケガを負わせてしまった。(示談交渉サービス利用)

387,400円

駅構内の下りエスカレーターに乗っていた際、持っていたスーツケースが滑り落ち、エスカレーターの下側を歩いていた人にぶつかり転倒させ、右手首の骨二ヶ所にひびが入ってしまった。(示談交渉サービス利用)

529,500円

細く見通しの悪い道から大通りに向けて自転車で走行していた。そのまま左折したところ、自転車で走行していた人がおり、ぶつかりそうになった。結果的に接触はしていないが驚かせてしまい、転倒させてケガを負わせてしまった。(示談交渉サービス利用)

129,800円

自転車で歩道を直進中、前方にいた歩行者が道路を渡ろうと急に方向転換し、衝突して相手が倒れて、腕の骨折等のケガを負わせてしまった。(示談交渉サービスを利用)

410,000円

通勤中、自転車で歩道を直進している際、後ろから来ていた自転車が自分を追い越そうとしていたので、それに気を取られてしまい、前から来ていた自転車に気付かず、衝突してしまった。右足第一趾爪剥離、右肘の打撲等のケガを負わせてしまった。(示談交渉サービス利用)

184,000円

通勤中、自転車で坂道を下っていた際、前方を歩いている人を避けようとハンドルを切ったところ、雨で路面が濡れており、スリップして転倒してしまいそのまま衝突してしまった。大けがをさせてしまい、後遺症も負わせてしまった。(示談交渉サービス利用)

2,532,000円

※事故状況によって過失相殺が適用される場合があります。

■ 実習指導中に起こった対物賠償事故例

保険金

病院から実習のため借りていた血圧計を使用中、手を滑らせて落下させてしまい画面を破損してしまった。	7,128円
足浴の援助指導後、湯温計を病院に返却しようとしたところ、紛失していることに気づいた。心当たりがあるところを探したが見つからなかった。	935円
患者さんから床頭台に置いてあるペットボトルを取ってほしいと言われ取ろうとした際に、手前に置いてあつた置時計に手が当たってしまい落下させ破損した。	2,246円
臨地実習先で借りているiPadを落としてしまい、画面に線が入るようになってしまったため、修理した。	44,800円
患者さんの血中酸素濃度を測定するため、病院のパルスオキシメーターを使おうとした際、誤って本来押す部分の反対側の部分を強く押してしまったためジョイント部に亀裂が入り破損させてしまった。	46,440円
利用者の歩行訓練時、立ち上がりのために歩行器のブレーキをかけようとしたが、上手くロックがかからず力を入れて無理にロックを掛けようとした際にハンドルとブレーキの接続部分が折れてしまった。	14,850円
病院の更衣室にて靴下をはいている際、バランスを崩し、勢いで膝が壁に衝突し、壁に穴を空けて破損させてしまった。	72,360円

■ 学校内で起こった対物賠償事故例

保険金

学内の母性看護学講義で使用した胎児模型を袋に入れ、収納場所の戸棚にしまおうとした際に、手から滑り床に落としてしまい破損した。	27,500円
指導の準備のために学校から借りたモデル人形の体勢を整えていた。何かにひっかかっていたため、力を入れて無理に動かしたところ、「バキッ！」という音と共に手を破損させてしまった。	37,800円
研究のため学校から借りた顕微鏡の片づけ中、しっかり固定していなかったため接眼レンズ部分が落下し、破損させてしまった。	70,066円
授業に使用するため学校から借りたプロジェクターを片付ける際に、入っているバッグのフタを閉め忘れてそのまま持ち上げたところ、床に落下し破損させてしまった。	132,470円
学内演習で使用した洗髪プールを片付けていた際、壁にあった突起に気付かず接触してしまい、穴を空けてしまった。	13,284円
学生への指導で使用するために借りていた参考書をどこかで紛失してしまった。思いつくところを全て探したが見つからなかった。	4,320円
職員室で資料作成のために学校図書を使用していたところ、子供がお茶をこぼして本を汚してしまった。	2,300円

■ 移動中に起こった対物賠償事故例

保険金

自転車で通勤途中、駐車場を通り抜けて歩道に出ようとしたところ、進行方向と反対側からきた自転車に乗った高校生と衝突。お互いケガはなかったが相手の自転車を破損させてしまった。(示談交渉サービス利用)	7,330円
自転車運転中、路上に停車していたトラックを避けたところ、前方からきた車と正面衝突した。過失割合分の車の修理費を請求された。(示談交渉サービス利用)	948,823円
コンビニの駐車場を自転車で抜けようとした際、前カゴに入っていたカバンの重みでバランスを崩して倒れてしまい、駐車していた車のバンパーをこすり、傷をつけてしまった。(示談交渉サービス利用)	39,299円
駐輪していた自分の自転車に荷物をのせようとしたところ、バランスを崩して倒してしまい、隣に停めてあったバイクに倒した自転車がぶつかり、バイクの一部を破損してしまった。(示談交渉サービス利用)	90,880円
自転車で車道の端を走行中、停車していた車をよける際に目測を誤り左ハンドル部分が車のミラーにぶつかってしまった。その衝撃でよろけて転倒し、車の側面を擦ってしまった。(示談交渉サービス利用)	91,183円

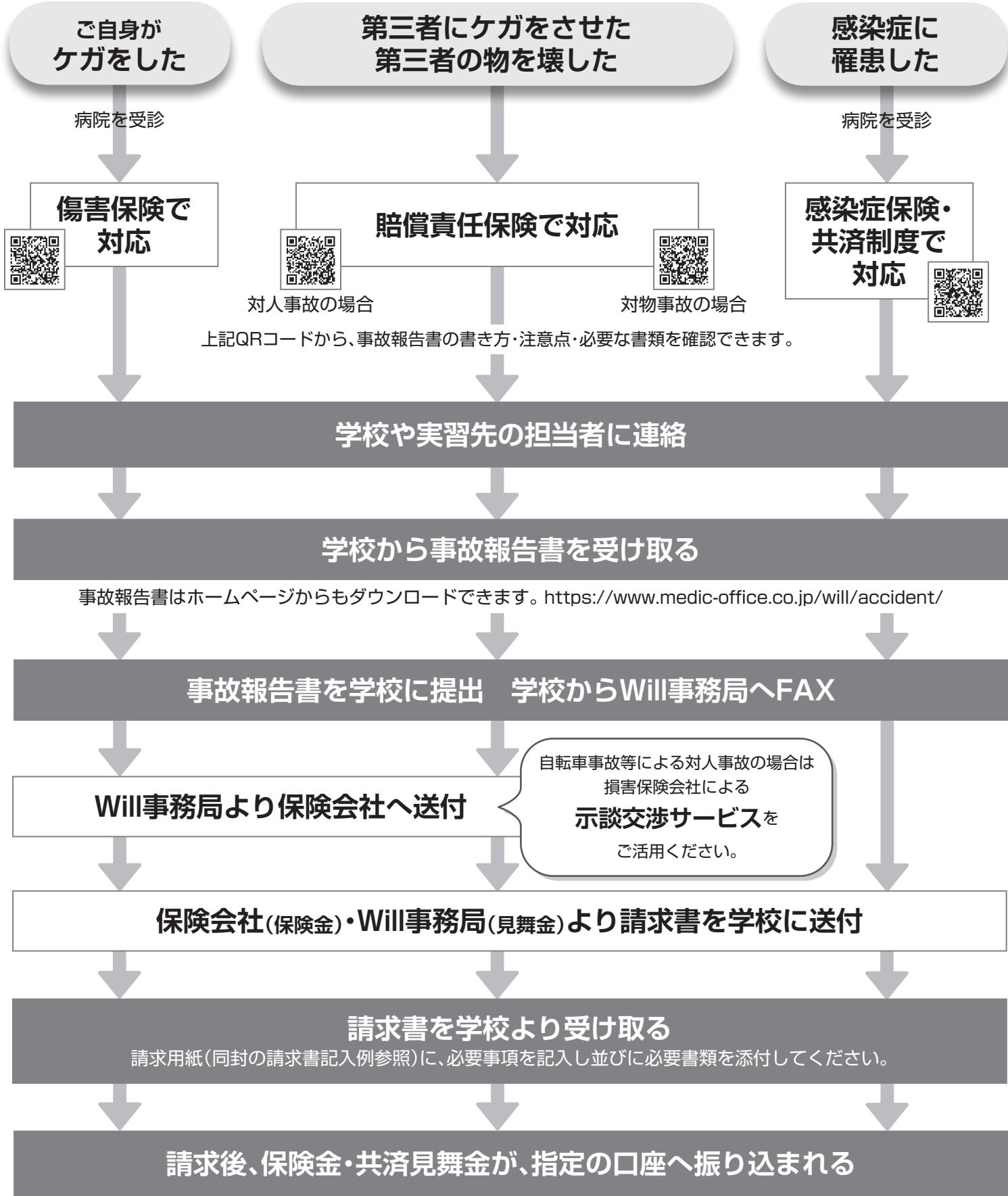
■ 鍵の紛失による錠交換費用補償事故例

保険金

病院の控室に入るためのカードキーをどこかで落としてしまい、紛失してしまった。探しても見つからなかったため再作成し、防犯のためプログラムの書き換えも行った。	1,620円
実習指導中、白衣の胸ポケットに更衣室のロッカーの鍵を入れていたが昼休憩に鍵を開けようとしたがこの時に失くしたことに気付いた。病棟や患者さんの部屋など行った場所を探したが見つからず、新しい鍵を作ることになった。	1,080円

※賠償事故のお支払いは、原則時価額限度となります。

事故発生から保険金(共済見舞金)請求までの流れ



Will事務局  0120-863755 ハロー・ミナ・ゴーゴー

携帯・PHSからもご利用いただけます

9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

